

## プライバシーに関する重要なお知らせ (後にライセンス条項が続きます)

診断情報と使用状況情報。Microsoft Corporation(以下「マイクロソフト」といいます)は、Windowsを安全かつ最新に保ち、トラブルシューティングを行い、製品を改善するうえで役立てるために、インターネット経由で情報を収集し、これをお客様の組織と関連付ける場合があります。Windows Server IoTには、診断データをオフにする、必要な診断データを送信する、またはオプションの診断データを送信するように設定することができます。デフォルト設定では、必要な診断データが送信されます。必要な診断データには、デバイスを安全かつ最新の状態に保ち、通常通り動作させるために役立つ情報が含まれます。

選択および制御。管理者は、設定により情報収集のレベルを変更することができます。詳細については、aka.ms/winserverdata を参照してください。また、マイクロソフトのプライバシーに関する声明 aka.ms/privacy もご参照ください。

## マイクロソフトソフトウェアライセンス条項

### MICROSOFT WINDOWS SERVER INTERNET OF THINGS (IoT) 製品

本契約は、お客様のデバイス(以下「本デバイス」といいます)と共にソフトウェア(以下「本ソフトウェア」といいます)を頒布する日本電気株式会社(以下「NEC」といいます)とお客様の間で締結されるライセンス契約書です。お客様が本ソフトウェアに印刷されたライセンス契約書が付属していることがあります。その場合は、印刷されたライセンス契約書が画面に表示される条項に優先されます。

本契約には、本ソフトウェアを使用するお客様の権利および条件を規定しています。すべての条項が重要であり、一体となってお客様に適用される本契約を構成するため、本ソフトウェアに適用される追加ライセンス条項およびリンク先の条項を含む本契約全文を確認してください。ブラウザーウィンドウに aka.ms/ リンクを貼り付けることで、リンク先の条項を確認できます。また、本契約は、本ソフトウェアに関連する更新プログラム、サブリメントおよびインターネットベースのサービスにも適用されます。お客様が更新プログラムまたはサブリメントをマイクロソフトから直接入手した場合、製造業者ではなく、マイクロソフトが当該更新プログラムまたはサブリメントのライセンスを付与します。

本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本契約に同意されたものとします。本契約に同意せず、また遵守しない場合、お客様は本ソフトウェアまたはその機能を使用することはできません。この場合、NEC に問い合わせて、返品方針を確認してください。

#### 1. ライセンスマネジメントの概要

本契約は、本デバイスにプレインストールされている、またはNECから取得してお客様がインストールした本ソフトウェア、および本ソフトウェアのみと併用されるすべての追加のマイクロソフトソフトウェア、お客様が本ソフトウェアを受領したときのメディア(存在する場合)、および本ソフトウェアに対するマイクロソフトの更新プログラム、アップグレード、ダウングレード、サブリメントまたはサービスにも適用されます。ただし、これらにその他の条項が付属している場合は、その限りではありません。

本契約においてライセンスされる様々なIoT製品は下記に記載のとおりです。

- ・ Windows Server IoT 2025 Standard
- ・ Windows Server IoT 2025 Datacenter
- ・ Windows Server IoT 2025 for Storage Standard
- ・ Windows Server IoT 2025 for Storage Workgroup

本契約においてライセンスされるWindows Server IoT製品のライセンスマネジメントの概要に関する追加条件は、後述の追加条項(以下「追加条項」といいます)を参照してください。

#### 2. 定義

##### a. 追加ソフトウェア

追加ソフトウェアは、aka.ms/additionalsoftware に記載されています。

##### b. ライセンスの割り当て

ライセンスの割り当てとは、ライセンスを1台のデバイスまたは1人のユーザーに対して指定することをいいます。

##### c. コアライセンス

コアライセンスは、サーバー内の1つの物理コアについてのライセンスを取得するために必要なライセンスです。物理コアとは、物理プロセッサのコアをいいます。物理プロセッサは、1つまたは複数の物理コアで構成されます。

##### d. インスタンス

ソフトウェアのセットアップもしくはインストール手順を実行することにより、または既存のインスタンスを複製することにより、本ソフトウェアの「インスタンス」を作成したものとみなされます。ソフトウェアをメモリにロードし、その1つまたは複数の指示を実行することにより、ソフトウェアの「インスタンスを実行」したものとみなされます。一度あるインスタンスを実行すると、そのインスタンスは、(その指示の実行が継続されているか否かにかかわらず)それがメモリから削除される時点まで実行されているものとみなされます。

##### e. オペレーティングシステム環境

「オペレーティングシステム環境」とは次のように定義されます。

(1) 独立したコンピューターのID(主要コンピューター名もしくは類似の一意の識別子)または独立した管理権を可能にする、物理または仮想(もしくはエミュレートされた)オペレーティングシステムインスタンスの全部あるいは一部、ならびに上に規定したオペレーティングシステムインスタンスまたはその一部の上で作動するよう構成されたアプリケーションがある場合は、そのインスタンス。

① 物理オペレーティングシステム環境は、物理ハードウェアシステム上で直接作動するよう構成されています。ハードウェア仮想化ソフトウェア(Microsoft Hyper-V Serverまたは同様のテクノロジーなど)を実行するため、またはハードウェア仮想化サービス(Microsoft仮想化テクノロジーなど)を提供するために使用される物理オペレーティングシステム環境の一部と見なされます。

② 仮想オペレーティングシステム環境は、仮想(またはエミュレー

トされた)ハードウェアシステム上で動作するよう構成されています。

(2) 物理ハードウェアシステムでは、以下のうちいずれかまたは双方が含まれることがあります。

- ① 1つの物理オペレーティングシステム環境
- ② 1つまたは複数の仮想オペレーティングシステム環境

##### f. サーバー

サーバーとは、サーバーソフトウェアを実行することのできる物理的ハードウェアシステムまたはデバイスをいいます。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個の物理ハードウェアシステムとみなされます。

g. Webワークロード(「インターネットWebソリューション」ともいいます)は、公的にアクセス可能で、Webページ、Webサイト、Webアプリケーション、WebサービスおよびPOP3メールサービスのみから構成されます。インターネットWebソリューションで本ソフトウェアによって提供されるコンテンツ、情報およびアプリケーションへのアクセスは、お客様またはお客様の関連会社の従業員だけに限定されないものとします。

h. Windows Serverコンテナー(Hyper-Vによる分離を使用しない)は、Windows Serverソフトウェアの機能です。

i. Hyper-Vによる分離を使用するWindows Serverコンテナー(以前のHyper-Vコンテナー)とは、1つ以上のWindows Serverコンテナーをホストするために、1つの仮想オペレーティングシステム環境を利用するWindows Serverのコンテナー機能です。Windows Serverコンテナーをホストするために使用される各Hyper-V分離インスタンスは、1つの仮想オペレーティングシステム環境と見なされます。

#### 3. サーバーソフトウェアにライセンスを付与する方法

本契約においてライセンスされるWindows Server IoT製品に適用されるライセンスおよびインストールに関する条件は、後述の追加条項を参照してください。

#### 4. Windows Server Client Access License (CAL)

Windows Server IoT製品においてCALが必要な場合には、後述の追加条項を参照してください。

#### 5. 追加のライセンス条件

##### a. 譲渡

お客様がドイツまたは aka.ms/transfer に掲示されているいずれかの国で本ソフトウェアを取得した場合、本条件の規定は適用されません。この場合、本ソフトウェアの第三者への譲渡、および本ソフトウェアの使用権は、適用される法令に準拠する必要があります。

お客様は、本デバイス、すべてのCertificate of Authenticityレベル、本デバイスに最初から含まれるすべての追加ライセンス、および本契約と共に譲渡する場合に限り、本ソフトウェアを第三者に直接譲渡することができます。譲渡に先立ち、本ソフトウェアの譲受人は、本契約が本ソフトウェアの譲渡および使用に適用されることに同意する必要があります。お客様は、本ソフトウェアの別のライセンスを保持していない場合は、本ソフトウェアのインスタンスを一切保持することはできません。本契約のいずれの条項も、適用される法令に基づいて認められる範囲において、頒布権が消滅した場合に本ソフトウェアの譲渡を禁止するものではありません。

##### b. ダウングレードの権利

本契約においてライセンスされるWindows Server IoT製品に適用されるダウングレードの権利に関する条件は、後述の追加条項を参照して

ください。

#### c. データストレージテクノロジ

本ソフトウェアには、Windows Internal Databaseと呼ばれるデータストレージテクノロジが含まれている場合があります。本ソフトウェアのコンポーネントは、データを格納する目的でこのテクノロジーを使用します。お客様はその他の目的で本契約に基づいてこのテクノロジーを使用しテクノロジーセスしたりすることはできません。

#### d. 使用制限

本契約においてライセンスされるWindows Server IoT製品に適用される追加の使用制限がある場合には、後述の追加条項を参照してください。

#### e. フォントコンポーネント

本ソフトウェアが動作している間は、そのフォントを使ってコンテンツの表示および印刷を行うことができます。ただし、以下の場合に限定されます。

- ・フォントの埋め込みに関する制限の下で許容される範囲でコンテンツにフォントを埋め込む。
- ・コンテンツを印刷するために、フォントをプリンターまたはその他の出力デバイスに一時的にダウンロードする。

#### f. アイコン、画像および音声

本ソフトウェアを実行中に本ソフトウェアのアイコン、画像、音声およびメディアを使用できますが、これらを第三者と共有することはできません。本ソフトウェアとあわせて提供されるサンプルの画像、音声およびメディアは、非商業的な使用のみを目的としています。

#### g. 追加の機能

マイクロソフトは、本ソフトウェアについて追加の機能を提供することができます。その際に、別途使用条件および料金が別途適用されることがあります。

#### h. 第三者のコンポーネント

本ソフトウェアには、別途の法的通知を含みまたは別の契約が適用される第三者のコンポーネントが含まれている場合があり、これらについては本ソフトウェアに付属するThirdPartyNotices ファイルに規定されています。本ソフトウェアには、第三者からではなく、NECからお客様にライセンスされる第三者のコンポーネントが含まれていることがあります。第三者のコンポーネントの注意事項がある場合は、お客様への参考情報としてのみ含まれます。

#### i. 追加の注意事項

- (1) 本ソフトウェアには、H.264/AVC、MPEG-4 AVCまたはVC-1画像解読テクノロジーが含まれている場合があります。このテクノロジーについては、以下の注意書きを表示することが MPEG LA, L.L.C. により義務付けられています。  
本製品は、消費者による個人的かつ非商業的使用を前提とし、「AVC PATENT PORTFOLIO LICENSE」、「VC-1 PATENT PORTFOLIO LICENSE」、「MPEG-4 PART 2 VISUAL PATENT PORTFOLIO LICENSE」に基づいて次の用途に限ってライセンスされています。①上記の規格（以下「ビデオ規格」といいます）に従ってビデオをエンコードすること、または②個人的かつ非商業的活動に従事する消費者がエンコードしたAVC、VC-1およびMPEG-4 PART 2ビデオをデコードする、もしくは、かかるビデオを提供するライセンスを有するビデオプロバイダーから取得したビデオをデコードすること。その他の用途については、明示か黙示かを問わず、いかなるライセンスも許諾されません。詳細については、MPEG LA, L.L.C.から入手できます。AKA.MS/MPEGLA をご参照ください。
- (2) マイクロソフトは、本デバイスをマルウェアから保護することに注意を払っています。本ソフトウェアでは、他の対策がインストールされていないか、有効期限が切れている場合、マルウェア対策が有効になります。有効にするには、他のマルウェア対策ソフトウェアを無効にするか、場合によっては削除する必要があります。

#### 6. プライバシーおよびデータの使用

マイクロソフトは、お客様のプライバシーを重視しています。本ソフトウェアの一部の機能は、それらの機能の使用時に情報を送受信します。これら機能の一部は、ユーザーインターフェイスで解除すること、またはそれらを使用しないことを選択することができます。マイクロソフトは、Microsoftのプライバシーに関する声明 aka.ms/privacy および本ソフトウェアの機能と関連付けられているユーザーインターフェイスの記載に従って、本情報を収集、使用および開示する場合があります。

#### 7. アクティベーションおよび認証

本ソフトウェアのアクティベーションと認証には、適切な製品を使用する必要があります。ソフトウェアで指定された時間が経過した後、本ソフトウェアを使用するお客様の権利は、アクティベーションが完了するまで制限されます。アクティベーションに失敗すると、お客様は本ソフトウェアを使用できなくなり、アクティベーションや認証を回避することはできません。この場合、インターネット、電話およびSMSなどの関連サービスの料金が発生することがあります。

#### 8. 輸出規制

お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法（輸出対象国、エンドユーザーおよびエンドユーザーによる使用に関する制

限を含みます）を遵守しなければなりません。輸出規制の詳細については aka.ms/exporting を参照してください。

#### 9. 保証、免責、救済、損害賠償および手続き

##### a. 限定的保証

NECは、適切にライセンスを取得した本ソフトウェアが、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフト資料に従って、実質的に動作することを保証します。本限定的保証では、お客様に起因する問題、お客様が指示に従わなかったことで生じた問題、マイクロソフトまたはNECの合理的な支配の及ばない事柄に起因して発生した問題は対象としていません。限定的保証は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得した日から90日間有効です。その1年間にお客様がマイクロソフトから受け取ることのあるサプリメント、更新プログラムおよび交換ソフトウェアも保証の対象となります。その場合は、マイクロソフトから取得した場合は1年間、NECから取得した場合は90日間の残りの日数か、または30日のいずれか長いほうの期間となります。本ソフトウェアを譲渡しても、その限定的保証の期間が延長されることはありません。

##### b. 免責

マイクロソフトおよびNECは、その他の明示的な保証、担保および条件を提供しません。マイクロソフトおよびNECは、商品性、特定目的への適合性、および非侵害性を含めて、すべての默示の保証および条件を除外します。地域の法律により、默示の保証の制限を行なうことが認められていない場合、默示の保証は、上記の限定的保証期間中に限り、法律上許容される限り、限定された内容においてお客様に与えられるものとします。お客様の地域の法律によって、契約上の制限にかかるわらず、より長い有効期間が限定的保証に求められる場合、当該より長い期間が適用されます。ただし、お客様が請求しうる内容は、本契約で許可されている内容に限定されます。

##### c. 限定的救済

NECが限定的保証規定に違反した場合、マイクロソフトまたはNECは、自らの裁量において、①無償で本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、または②本ソフトウェア（もしくは自己の裁量により、本ソフトウェアがブレインストールされたデバイス）の返品を受け入れて購入金額を払い戻します。NECは、サプリメント、更新プログラムおよび本ソフトウェアの置換版を修理もしくは交換することもあります。以上が、保証規定違反に対する、お客様への唯一の権利となります。本限定的保証は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、お客様は地域によって、その他の権利を有する場合があります。

##### d. 損害賠償

NECが提供することのある修理、交換または払い戻しを除き、本限定的保証規定、本契約の他のすべての部分、またはその他の法理に基づいても、お客様はいかなる損害（逸失利益、直接損害、結果的損害、特別損害、間接損害、付随的損害を含みます）の賠償またはその他の請求も行なうことはできません。本契約に規定する損害の免責および救済手段の制限は、修理、交換または払い戻しによってお客様の損失が完全に補償されない場合、NECがこのような損害の可能性を認識していたか、もしくは認識し得た場合、または本契約に規定する救済手段がその実質的目的を達成できない場合にも適用されます。一部の地域および国では付随的損害、派生的損害またはその他の損害の免責、または制限を認めないため、上記の制限または免責がお客様に適用されないことがあります。お客様の地域の法律において、かかる契約上の責任の制限または免責にもかかるわらず、マイクロソフトまたはNECに損害の賠償を請求することが認められる場合、お客様が請求できる金額は、本ソフトウェアの代金に相当する金額（またはお客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合は50米ドル）を上限とします。

##### e. 保証

お客様はNECの返品ポリシーに準拠しなければなりません。

#### 10. サポート

本ソフトウェアのサポートについては、NECにお問い合わせください。更新プログラムおよびサプリメントをマイクロソフトから直接取得した場合、適切にライセンスを取得したソフトウェアについて、マイクロソフトから限定サポートサービスが提供されることがあります。詳細については、aka.ms/mssupport をご参照ください。

#### 11. 準拠法

契約違反に対する請求、不正競争防止法および默示の保証に関する法令に基づく請求、不当利得返還請求、ならびに不法行為に基づく請求を含む、本ソフトウェア、その対価、または本契約に関するすべての請求および紛争には、抵触法にかかるわらず、お客様の住所（または会社の場合は主たる業務地）の地域または国の法令が適用されます。

#### 12. 地域による差異

本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域や国によっては、消費者権利を含め、その他の権利を有する場合があります。また、お客様が本ソフトウェアを取得した当事者に関する権利を有する場合もあります。本契約は、お客様の地域または国の法令が権利の変更を許容しない場合、それらのその他の権利を変更しないものとします。たとえば、お客様が本ソフトウェアを以下のいずれかの地域で取得した場合、または国の強制的な法令が適用される場合には、以下の規定がお客様に適用されます。

##### a. オーストラリア

「品質保証規定」に関する記述は、マイクロソフトおよびNECにより提供される明示の保証に関する記述を意味します。本保証は、オーストラリ

アの消費者法に基づく法律上の保証に従うお客様の権利および救済を含む、お客様が法令に基づいて保有する他の権利および救済に加えて提供されます。

本項では、「商品」とは、マイクロソフトまたはNECが明示の保証を提供する本ソフトウェアを意味します。マイクロソフトの製品には、オーストラリア消費者法に基づき除外することのできない保証が付されています。お客様は、重大な欠陥に対する交換または返金、およびその他の合理的に予測可能なあらゆる損失または損害に対する補償を受ける権利を有します。また、お客様は、かかる商品が合格品質に至っておらず当該欠陥が重大な欠陥とは見なされない場合に、かかる商品の修理または交換を受ける権利を有します。

b. カナダ

お客様は、自動更新機能またはインターネットアクセスを無効にすることにより、更新プログラムの受信停止を選択することができます。お客様の特定のデバイスまたはソフトウェアで更新を無効にする方法については、製品ドキュメントをご覧ください。

c. ドイツおよびオーストリア

- ① 正規にライセンスを取得した本ソフトウェアは、本ソフトウェアに付属するマイクロソフトの資料の記載に実質的に従って動作します。ただし、NECおよびマイクロソフトは、本ソフトウェアに関して契約上の保証は一切いたしません。
- ② NECまたはマイクロソフトは、故意による行動、重過失があつた場合、および製造物責任法に基づく請求が申し立てられた場合、ならびに人の死亡もしくは傷害または物理的傷害が発生した場合、制定法に従って責任を負います。

前文に従つて、NECまたはマイクロソフトが重大な契約上の義務、すなわち、本契約の正当な履行を支援する義務の遂行、本契約の目的を危うくる義務の不履行、および当事者が常に信頼できる義務の遵守（「基本義務」といわれます）に違反した場合、NECまたはマイクロソフトは軽過失に限り責任を負います。その他の軽過失については、NECまたはマイクロソフトは責任を負いません。

d. その他の地域。地域による差異の最新の一覧については、aka.ms/variations をご参照ください。

**13. セカンドリブート用および復旧用の複製**

本ソフトウェアのセカンドリブート用の複製が本デバイス上にインストールされている場合、お客様は、本ソフトウェアのプライマリオペレーティング用の複製に不具合、誤動作または破損が発生した場合のみ、プライマリオペレーティング用の複製が修復または再インストールされるまでに限り、セカンドリブート用の複製にアクセスしたり、当該複製からブートしたり、当該複製を表示および実行したりすることができます。お客様は、同時に本ソフトウェアのプライマリオペレーティング用の複製とセカンドリブート用の複製の両方からブートしたり、かかる両方の複製を使用したりするようライセンス許諾されていません。

お客様は、本デバイス上の本ソフトウェアを修復または再インストールすることのみを目的として、復旧用の複製を使用することができます。

**14. 非フォールトレント**

本ソフトウェアは、フォールトレントではありません。

**15. 高リスク使用免責**

警告：本ソフトウェアは、いかなる種類の本ソフトウェアの故障または欠陥が死亡または重大な身体的傷害、または重大な物理的または環境的損害につながると合理的に判断される可能性のあるデバイス、システム、または第三者のものとの組み合わせでの使用を意図して設計または意図されていません。

**16. 完全合意**

本契約、お客様が使用する任意のサブリメント、更新プログラムおよびサービスに適用される条項(NECまたはマイクロソフトのいずれかが提供したもの)ならびに本契約に記載されたWebリンクに含まれる条項は、本ソフトウェアならびに当該サブリメント、更新プログラムおよびサービスに関する完全なる合意です。また、本契約に記載されているリンク先に掲載されている条項は、ブラウザーのアドレスバーにそのURLを入力することでも確認できます。お客様は、かかる条項を確認するものとします。お客様は、本ソフトウェアまたはサービスを使用する前に、リンク先の条件を含むこれらの条件を注意深く読むことに同意します。お客様は、本ソフトウェアおよびサービスを使用することにより、本契約および上記のリンク先の条件を承認することとなります。

## Windows Server IoT 2025 Standard および Datacenter

## 1. ライセンスモデルの概要

- a. 以下で説明するライセンスモデルは、本ソフトウェアおよびクライアントアクセスライセンス(CAL)の特定のエディションおよびバージョンのコアライセンスが対象です。別途規定されている場合を除き、物理プロセッサおよびサーバーごとに最小数のコアライセンスが必要です。さらに、別途規定されている場合を除き、本ソフトウェアにアクセスするユーザーまたはデバイスごとにサーバーソフトウェアCALが必要です。

## b. (1) ライセンスの要件

StandardエディションとDatacenterエディションのサーバーソフトウェアのライセンスは、①物理ハードウェア内の物理コアの数、②特定バージョンのサーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスするデバイスおよびユーザーの数(CAL)、および③アクセスするサーバー機能、に基づきます。両エディションのライセンス条項は、特定のソフトウェア製品バージョンに依存しています。たとえば、以前のバージョンを取得した場合、そのバージョンに固有のライセンス条項は、そのバージョンのサーバーソフトウェアに適用され、将来のバージョンのソフトウェアを使用する権利を有しません。

## (2) ライセンスの相違

Standardエディションのライセンスでは、サーバーソフトウェアの一定数のインスタンスに限定されますが、Datacenterエディションのライセンスでは、本契約で詳細に説明されているように、サーバーソフトウェアのインスタンスを無制限に許可されます。

## c. 特定用途

NECは、本デバイスを特定用途向けに設計しました。お客様は、当該用途に限り本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、本デバイスの管理、パフォーマンス強化および予防保守のみを目的として使用するユーティリティまたは同様のソフトウェアを除き、追加のソフトウェアプログラムまたは機能をサポートするために本ソフトウェアを使用することはできません。

## 2. サーバーソフトウェアにライセンスを付与する方法

- a. サーバーライセンス。適切にライセンスを付与されたソフトウェアに基づいて、本ソフトウェアの一定の数のインスタンスをサーバーにインストールして実行する権利をお客様に許諾します。これらのインスタンスを実行する前に、お客様は、サーバーごとに必要なコアライセンス(2.b項)の数を判断し、当該コアライセンスを以下で説明するように対象のサーバーに割り当てなければなりません。

お客様は16個のコアについて使用許諾されます。追加のコアライセンスは、NECによるサーバーに同梱されている場合があります。お客様がNECから入手した追加のライセンスには、本契約およびそれらの追加のライセンスに含まれるその他の追加のライセンス条項が適用されます。Certificate of Authenticityラベルは、サーバーまたはNECによるサーバーまたはソフトウェアの梱包に貼付されている場合があります。このラベルには、NECがサーバーに割り当てているコアライセンスの総数が記載されています。

## b. 必要なライセンス数の算定

サーバーのライセンスを取得するには、サーバーのすべての物理コアについてライセンスを取得しなければなりません。

- (1) サーバーごとに最低16個のコアライセンスを取得する必要があります。

- (2) 物理プロセッサごとに最低8個のコアライセンスを取得する必要があります。

サーバーの物理コアの数が最低コアライセンス要件である16個を上回っている場合は、2.c.(2)項に規定されている場合を除き、超過分の物理コアを埋め合わせる追加のコアライセンスが必要です。

- (3) サーバーの物理コアの数が最低コアライセンス要件である16個を上回っている場合は、超過分の物理コアを埋め合わせる追加のコアライセンスが必要です。オペレーティングシステムでの使用が無効になっている物理コアにはライセンスは不要です。この免除により、本条に規定されている必要なコアライセンスの最小数が減ることはありません。

## c. 必要なライセンス数の本デバイスへの割り当て

## (1) 初回割り当て

本ソフトウェアのライセンスは、以下に記述の場合を除いて、本デバイスに割り当てられます。本デバイスは同ライセンスのすべてに關して「ライセンスを取得したサーバー」とみなされます。同じコアライセンスを複数のサーバーに同時に割り当てることはできません。

## (2) 再割り当て

- ①追加のライセンス権を購入しない限り、NEC取得されたソフトウェアのコアライセンスを再割り当てすることはできません。

- ②コアライセンスの再割り当てを行う権利を含む追加のライセンスを取得された場合、コアライセンスの再割り当てを行うことは可能ですが、前回の割り当てから90日が経過している必要があります。ライセンス取得済みのサーバーを永続的なハードウェアの障害のために使用しなくなった場合には、それよりも早い時期に当該コアライセンスを再度割り当てることができます。コアライセンスを再度割り当てると、ライセンスを再度割り当てたサーバーが当該

コアライセンスに対する新しいライセンス取得済みのサーバーになります。新しいサーバーのすべての物理コアを埋め合わせる追加のコアライセンスが必要になる場合があります。

## d. サーバーソフトウェアのインスタンスの実行

## &lt;Windows Server IoT 2025 Standard&gt;

- (1) 2.b項に規定されている必要な数のコアライセンスを割り当てた各サーバーにつき、お客様は本ソフトウェアを一度に次の環境で実行できます。

- ・ 1つの物理オペレーティングシステム環境
- ・ 最大2つの仮想オペレーティングシステム環境
- ・ Hyper-Vによる分離を使用しないWindows Serverコンテナーとしてインスタンス化された任意の数のオペレーティングシステム環境

- (2) 許可されたすべてのインスタンスを同時に実行する場合、物理的オペレーティングシステム環境において実行されている本ソフトウェアのインスタンスは、次の目的に限り使用することができます。

- ・ ハードウェア仮想化ソフトウェアの実行
- ・ ハードウェア仮想化サービスを提供する
- ・ ライセンス取得済みサーバーのオペレーティングシステム環境の管理と保守を行うためのソフトウェアの実行

- (3) 本項に規定されているとおり、ソフトウェアの追加インスタンスを実行する場合、2.b項に規定されているとおり、サーバーの追加ライセンスを取得する必要があります。

## &lt;Windows Server IoT 2025 Datacenter&gt;

- 2.b項に規定されている必要な数のコアライセンスを割り当てた各サーバーにつき、お客様は一度に次のことができます。

- ・ 1つの物理オペレーティングシステム環境
- ・ 任意の数の仮想オペレーティングシステム環境
- ・ Hyper-Vによる分離を使用しないWindows Serverコンテナーとしてインスタンス化された任意の数のオペレーティングシステム環境

## e. サーバーパーティションの再作成

お客様が上記で許可されるよりも早い時期に1つのハードウェアにライセンスを再割り当てできるのは、以下の場合です。

- ・ ライセンス取得済みハードウェアパーティションから別のパーティションに物理プロセッサの配置を変更する場合
- ・ 1つのライセンス取得済みハードウェアパーティションから2つ以上のパーティションを作成する場合
- ・ 2つ以上のライセンス取得済みハードウェアパーティションから1つのパーティションを作成する場合

ただし、①パーティションの再作成以前に、各ハードウェアパーティションについて完全なライセンスを取得していること、かつ②物理プロセッサ、物理コアおよびコアライセンスの数が同じであることを、条件とします。

## f. 追加のソフトウェアのインスタンスの実行

お客様は、以下に規定しているWebサイトに一覧された追加ソフトウェアを、任意の数のデバイス上で物理的または仮想的な1つのオペレーティングシステム環境で任意の数のインスタンスを実行することができます。お客様は、追加ソフトウェア(追加料金が適用される場合があります)を本ソフトウェアと共にのみ使用することができます。追加ソフトウェアの一覧については、aka.ms/additionalsoftware をご参照ください。

## g. サーバーまたはストレージメディア上のインスタンスの作成と格納

お客様は、適切にライセンス付与されたサーバー1つにつき、本ソフトウェアの任意の数のインスタンスを作成し、かかるインスタンスをお客様の任意のサーバーまたはストレージメディアに格納することができます。お客様は、適用される使用権説明書に記載されているライセンスに基づいて本ソフトウェアのインスタンスを実行する権利行使する目的に限り、インスタンスを作成および格納することができます。お客様は、インスタンスを第三者に頒布することはできません。

## h. 制限事項

本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。NECおよびマイクロソフトは、適用法によりお客様により多くの権利が与えられない限り、黙示、禁反言、またはその他のいづれの法理によると問わず、本契約において明示的に許諾されていない権利(知的財産に関する法律に基づく権利など)をすべて留保します。お客様は、特定の使用方法を求めるソフトウェアの技術的制限に従う必要があります。たとえば、このライセンスはお客様に以下の権利を付与するものではなく、お客様は以下を行うことはできません。

- ・ 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること。
- ・ 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブル、またはその他の方法で本ソフトウェアのソースコードを取り出そうと試みること。ただし、①適用される法令により許可される場合、または②本ソフトウェアに含まれている可能性のある一定のオープンソースコンポーネントの使用に適用される第三者のライセンス条項が必要とされる場合のみを除きます。
- ・ 本ソフトウェアのファイルおよびコンポーネントを、他のオペレーティングシステムまたは他のオペレーティングシステム上で実行されているアプリケーション内で使用すること。
- ・ 本ソフトウェアを公開、賃貸、リース、貸与またはコピーすること(許可されたバックアップコピーを除く)。
- ・ 本ソフトウェアを移転すること(本契約で許可されている場合を除く)。
- ・ 明示的に許可されている場合を除き、1つのライセンスに基づいてサーバーソフトウェアを分離して複数のオペレーティングシステム環境

で使用すること。この制限は、それらのオペレーティングシステム環境が同一の物理ハードウェアシステム上に存在する場合でも適用されます。

- ・本ソフトウェアを商用ソフトウェアホスティングサービスで使用すること。
  - ・インターネットベースの機能を使用している場合、第三者によるこれら機能の使用を妨げる可能性のある方法で、またはサービス、データ、アカウントもしくはネットワークに不正な方法でアクセスしたり、その使用を試みたりするためにこれらの機能を使用すること。
- 任意のデバイス上のソフトウェアにアクセスする権利は、そのデバイスにアクセスするソフトウェアまたはデバイスに関するマイクロソフトの特許またはその他の知的財産権を使用する権利をお客様に付与するものではありません。

#### i. 付属のマイクロソフトプログラム

本ソフトウェアには、他のマイクロソフトプログラムが含まれていることがあります。別途規定されている場合を除き、サーバーソフトウェアと併用されるこれらのマイクロソフトプログラムの使用には、本契約が適用されます。

#### j. 更新

本ソフトウェアでは、システムの更新プログラムが定期的に確認され、自動的にインストールすることができます。お客様は、マイクロソフトまたは正規の提供元からのみ更新プログラムを取得できます。マイクロソフトは、当該更新プログラムをお客様に提供するために、お客様のシステムを更新する必要がある場合があります。お客様は、本契約に同意することにより、追加通知なくこのような種類の自動更新プログラムを受け取ることに同意するものとします。

#### k. パックアップ用の複製

お客様は、パックアップのみを目的として、本ソフトウェアの複製を作成することができます。この複製は、本ソフトウェアのインスタンスを作成する目的のみ使用することができます。

#### l. 最大数のインスタンス

本ソフトウェアまたはお客様のハードウェアにより、サーバー上の物理または仮想オペレーティングシステム環境で実行することができる本ソフトウェアのインスタンスの数が制限される場合があります。

#### m. マルチプレキシング（多重化）

マルチプレキシングまたはブーリングによって本ソフトウェアとの直接接続を減らしても、必要な種類のライセンスの数を減じることはできません。

### 3. Windows Server IoT 2025 クライアントアクセスライセンス (CAL)

#### a. CALの種類と割り当て

CALには、デバイス用とユーザー用の2種類があります。デバイスCALとユーザーCALは、組み合わせて使用することができます。

##### (1) デバイスCAL

任意のユーザーが使用する1台のデバイスで、ライセンスを取得したサーバー上のサーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスすることを許諾します。

##### (2) ユーザーCAL

任意のデバイスを使用する1人のユーザーが、お客様がライセンス取得済みのサーバー上のサーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスすることを許諾します。

#### 割り当て

お客様は、サーバーソフトウェアに直接的または間接的にアクセスする各デバイスまたはユーザーに対して、対応するバージョンの該当CALを取得して割り当てなければなりません。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個のデバイスとみなされます。

お客様は取得するCALによってサーバーソフトウェアのお客様の旧バージョンのインスタンスにアクセスすることができますが、将来のバージョンのインスタンスにアクセスすることはできません。お客様が旧バージョンのインスタンスにアクセスする場合(たとえば、ダウングレードの権利に基づいて(4.a項を参照))、そのバージョンに対応するCALを使用することもできます。

#### 再割り当て

お客様には以下のことが許諾されます。

- ・CALを別のデバイスまたはユーザーに再割り当てすること。ただし、その同じCALを最後に再割り当てした日から90日以内に再割り当てすることはできませんが、その再割り当てが、①恒久的なハードウェアの故障もしくは損失、②ユーザーの雇用もしくは契約の終了、または③ユーザーの不在もしくはサービス停止中のデバイスに対処するための一時的な再割り当てを理由とする場合を除きます。お客様は、本ソフトウェアを削除するか、元のデバイスまたは元のユーザーによるアクセスをブロックする必要があります。
- ・通常使用するデバイスが使用できる状態にない場合に、デバイスCALを代替デバイスに一時的に再割り当てするか、デバイスを使用する従業員が不在のときに一時的な作業者にユーザーCALを再割り当てすること。

#### 適用除外

以下についてはCALを取得する必要はありません。

- ・サーバーソフトウェアのインスタンスを実行することを認められるお客様の任意のサーバー(ライセンス取得済みのサーバーが別のライセンス取得済みのサーバーにアクセスするためなど)
- ・お客様のインスタンスを管理する目的のみでサーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスする、最大2つのデバイスまたは2人のユ

#### ーザー

- ・物理的オペレーティングシステム環境で実行され、下記の目的に限定して使用しているインスタンス  
　　ハードウェア仮想化ソフトウェアを実行する。  
　　ハードウェア仮想化サービスを提供する。  
　　ライセンス取得済みサーバーのオペレーティングシステム環境を管理および操作するためのソフトウェアを実行する。
- ・WebワーカーまたはHPCワーカーにアクセスするユーザーまたはデバイス。

#### 追加のCAL

一部のサーバーソフトウェア機能には、追加のCALが必要です。一部を以下に記載します。

- ・Windows Server Remote Desktop Services: 対応するバージョンのWindows Server Remote Desktop Services CAL

#### b. Windows Server IoT 2025 リモートデスクトップサービス

①リモートデスクトップサービス機能に直接的もしくは間接的にアクセスする各ユーザーもしくはデバイス、②Windows Serverリモートデスクトップサービス機能もしくはその他の技術を使用してグラフィカルユーザーインターフェイスをホストする目的でサーバーソフトウェアに直接的もしくは間接的にアクセスする各ユーザーもしくはデバイス、または③Multipoint Services機能にアクセスする各ユーザーもしくはデバイスに對しては、Windows Server CALに加えて、対応するバージョンのWindows ServerリモートデスクトップサービスCALを取得しなければなりません。Windows ServerリモートデスクトップサービスCALの詳細については、aka.ms/windowsrds をご参照ください。

c. サーバーソフトウェアは「接続デバイス数または接続ユーザー数」モード("per device or per user" mode)、「同時使用ユーザー数」モード("per server" mode)のどちらかで使用できます。「接続デバイス数または接続ユーザー数」モードの場合、ライセンスを取得したサーバー上のサーバーソフトウェアのインスタンスに直接または間接的にアクセスするデバイスまたはユーザーごとにWindows Server CALを取得する必要があります。「同時使用ユーザー数」モードの場合、サーバーソフトウェアのインスタンスに同時に、直接または間接的にアクセスする可能性のあるデバイスおよびユーザーの最大数に相当するWindows Server CALを1つのサーバーソフトウェアのインスタンス専用に取得する必要があります。1回に限り、「同時使用ユーザー数」から「接続デバイス数または接続ユーザー数」にモードを切り替えることができます。この切り替えを行っても、Windows Server CALの数は変わりません。

#### 4. 追加のライセンス条件

##### a. ダウングレードの権利

お客様は、許可された各インスタンスについて、本ソフトウェアのインスタンスを作成、格納および使用する代わりに、本ソフトウェアの旧バージョンのインスタンスを作成、格納および使用することができますが、マイクロソフトが aka.ms/windowslifecycle に規定されているとおりに、かかる旧バージョンのサポートを提供している期間に限ります。

Windows Server IoT 2025 Standardでは下記ソフトウェアの期間

- ・Windows Server Standard
- ・Windows Server Enterprise

Windows Server IoT 2025 Datacenterでは下記ソフトウェアの期間

- ・Windows Server Datacenter
- ・Windows Server Standard
- ・Windows Server Enterprise

本契約は旧バージョンの使用に対しても適用されます。疑義を避けるために付言すると、このダウングレードのオプションを選択することにより、①お客様には、本ソフトウェアのインスタンスを、本契約に基づいて許可される数より多く作成、格納または使用する権利はなく、②お客様は、本契約の3項に従って、物理サーバーのすべてのコアについてライセンスを取得する必要があります。旧バージョンに本契約の適用対象ではない異なるコンポーネントが含まれている場合、それらのコンポーネントの使用については、これらのエディションの旧バージョンのコンポーネントに付随するライセンス条項の該当する条件が適用されます。NECまたはマイクロソフトは、旧バージョンまたはその他のエディションの本ソフトウェアをお客様に提供する義務を負いません。お客様は、いつでも本ソフトウェアの旧バージョンまたはエディションを本ソフトウェアの本バージョンおよび本エディションに上書きすることができます。

## 1. ライセンスマネジメントの概要

### a. ライセンスの要件

サーバーソフトウェアのライセンスは、①物理ハードウェア内の物理コアの数および②アクセスするサーバー機能に基づきます。ライセンス条項は、特定のソフトウェア製品バージョンに依存しています。たとえば、以前のバージョンを取得した場合、そのバージョンに固有のライセンス条項は、そのバージョンのサーバーソフトウェアに適用され、お客様は将来のバージョンのソフトウェアを使用する権利を有しません。

### b. 特定用途

NECは、本デバイスを特定用途向けに設計しました。お客様は、当該用途に限り本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、本デバイスの管理、パフォーマンス強化、予防保守または無料のデータストレージ機能の提供のみを目的として使用するユーティリティまたは同様のソフトウェアを除き、追加のソフトウェアプログラムまたは機能をサポートするために本ソフトウェアを使用することはできません。

## 2. サーバーソフトウェアにライセンスを付与する方法

### a. サーバーライセンス

適切にライセンスを付与されたソフトウェアに基づいて、サーバーソフトウェアの一連の数のインスタンスをサーバーにインストールして実行する権利をお客様に許諾します。これらのインスタンスを実行する前に、お客様は、サーバーごとに必要なコアライセンス(2.b項)の数を判断し、当該コアライセンスを以下で説明するように対象のサーバーに割り当てなければなりません。

### b. 必要なライセンス数の本デバイスへの割り当て

初回割り当て。本ソフトウェアのライセンスは、以下に記述の場合を除いて、本デバイスに割り当てられます。本デバイスは同ライセンスのすべてに関して「ライセンスを取得したサーバー」とみなされます。同じコアライセンスを複数のサーバーに同時に割り当てることはできません。

### c. サーバーソフトウェアのインスタンスの実行

お客様は、ライセンス取得済みサーバー上の物理的または仮想的な1つのオペレーティングシステム環境上で1度に1つのインスタンスを実行することができます。

### d. 追加のソフトウェアのインスタンスの実行

お客様は、以下に規定しているWebサイトに一覧された追加ソフトウェアを、任意の数のデバイス上で物理的または仮想的な1つのオペレーティングシステム環境で任意の数のインスタンスを実行することができます。お客様は、追加ソフトウェアをサーバーソフトウェアと共にのみ使用することができます。追加ソフトウェアの一覧については、aka.ms/additionalsoftwareをご参照ください。

### e. サーバーまたはストレージメディア上でのインスタンスの作成と格納

お客様は、取得されるソフトウェアライセンス1つにつき、本ソフトウェアの任意の数のインスタンスを作成し、かかるインスタンスをお客様の任意のサーバーまたはストレージメディアに格納することができます。これは、適用される使用権に規定されているお客様の任意のライセンスに基づいて、本ソフトウェアのインスタンスを実行する権利を行使するためにのみ実行できます(たとえば、お客様は第三者にインスタンスを頒布することはできません)。

### f. 本ソフトウェアでサポートされる機能の制限

NECは、本デバイスに提供およびインストールされている基本機能のみをサポートするために、本ソフトウェアの使用をお客様に許諾します。お客様は、本デバイスを使用して以下を実行またはサポートすることは許諾されていません。

- ・ Microsoft SQL Server Express Editionなどの非エンタープライズデータベースエンジンを除く、エンタープライズデータベースソフトウェア(Microsoft SQL Serverなど)。サーバーソフトウェアは、NECが本デバイスを設計した特定用途の一部としてサーバーソフトウェアをサポートするためにのみ統合および使用されている、エンタープライズデータベースエンジン(Microsoft SQL Serverなど)を実行またはサポートすることもできます。
- ・ エンタープライズリソースプランニング(ERP)ソフトウェア
- ・ メッセージングまたはエンタープライズメール
- ・ Microsoft ExchangeまたはMicrosoft SharePoint Portal Server
- ・ チームコラボレーションソフトウェア
- ・ 予定、会議、およびその他の予定表アイテムを処理するWebベースの時間管理アプリケーション

### g. 制限事項

本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。NECおよびマイクロソフトは、適用法によりお客様により多くの権利が与えられない限り、黙示、禁反言、またはその他のいづれの法理によるかを問わず、本契約において明示的に許諾されていない権利(知的財産に関する法律に基づく権利など)をすべて留保します。お客様は、特定の使用方法を求めるソフトウェアの技術的制限に従う必要があります。たとえば、このライセンスはお客様に以下の権利を付与するものではなく、お客様は以下を行なうことはできません。

- ・ 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること。

・ 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブル、またはその他の方法で本ソフトウェアのソースコードを取り出そうと試みること。ただし、①適用される法令により許可される場合、または②本ソフトウェアに含まれている可能性のある一定のオープンソースコンポーネントの使用に適用される第三者のライセンス条項で必要とされる場合のみを除きます。

・ 本ソフトウェアのファイルおよびコンポーネントを、他のオペレーティングシステムまたは他のオペレーティングシステム上で実行しているアプリケーション内で使用すること。

・ 本ソフトウェアを公開、賃貸、リース、貸与またはコピーすること(許可されたバックアップコピーを除く)。

・ 本ソフトウェアを移転すること(本契約で許可されている場合を除く)。

・ 明示的に許可されている場合を除き、1つのライセンスに基づいてサーバーソフトウェアを分離して複数のオペレーティングシステム環境で使用すること。この制限は、それらのオペレーティングシステム環境が同一の物理ハードウェアシステム上に存在する場合でも適用されます。

・ 本ソフトウェアを商用ソフトウェアホスティングサービスで使用すること。

・ インターネットベースの機能を使用している場合、第三者によるこれら機能の使用を妨げる可能性のある方法で、またはサービス、データ、アカウントもしくはネットワークに不正な方法でアクセスしたり、その使用を試みたりするためにこれらの機能を使用すること。

任意のデバイス上のソフトウェアにアクセスする権利は、そのデバイスにアクセスするソフトウェアまたはデバイスに関するマイクロソフトの特許またはその他の知的財産権を行使する権利をお客様に付与するものではありません。

### h. 付属のマイクロソフトプログラム

本ソフトウェアには、他のマイクロソフトプログラムが含まれていることがあります。別途規定されている場合を除き、サーバーソフトウェアと併用されるこれらのマイクロソフトプログラムの使用には、本契約が適用されます。

### i. 更新

本ソフトウェアでは、システムの更新プログラムが定期的に確認され、自動的にインストールすることができます。お客様は、マイクロソフトまたは正規の提供元からのみ更新プログラムを取得できます。マイクロソフトは、当該更新プログラムをお客様に提供するために、お客様のシステムを更新する必要がある場合があります。お客様は、本契約に同意することにより、追加通知なくこのような種類の自動更新プログラムを受け取ることに同意するものとします。

### j. バックアップ用の複製

お客様は、バックアップのみを目的として、本ソフトウェアの複製を作成することができます。この複製は、本ソフトウェアのインスタンスを作成する目的にのみ使用することができます。

### k. 最大数のインスタンス

本ソフトウェアまたはお客様のハードウェアにより、サーバー上の物理または仮想オペレーティングシステム環境で実行することができる本ソフトウェアのインスタンスの数が制限される場合があります。

### l. マルチプレキシング(多重化)

マルチプレキシングまたはブーリングによって本ソフトウェアとの直接接続を減らしても、必要な種類のライセンスの数を減じることはできません。

## 3. Windows Server CALは不要

本契約に基づいて許諾されているWindows Server IoT 2025 for Storageソフトウェアの機能にアクセスしたり、当該機能を使用したりするサーバーには、Windows Server用クライアントアクセスライセンス(CAL)は必要ありません。マイクロソフト製品のCALを取得しても、お客様には、本契約により許諾されていないサーバーソフトウェアの機能を使用する権利は付与されません。

## 4. 追加のライセンスマネジメント

### a. ダウングレードの権利

お客様は、許可された各インスタンスについて、本ソフトウェアのインスタンスを作成、格納および使用する代わりに、本ソフトウェアの旧バージョンのインスタンスを作成、格納および使用することができますが、マイクロソフトが aka.ms/windowslifecycle に規定されているとおりに、かかる旧バージョンのサポートを提供している期間に限ります。

## 1. ライセンスモデルの概要

### a. ライセンスの形態

本ソフトウェアは、お客様が実行するサーバーソフトウェアのインスタンス数およびサーバーソフトウェアのインスタンスにアクセスするユーザー アカウントの数に基づいて使用許諾されます。

### b. 特定用途

NECは、本デバイスを特定用途向けに設計しました。お客様は、当該用途に限り本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、本デバイスの管理、パフォーマンス強化、予防保守または無料のデータストレージ機能の提供のみを目的として使用的するユーティリティまたは同様のソフトウェアを除き、追加のソフトウェアプログラムまたは機能をサポートするために本ソフトウェアを使用することはできません。

## 2. サーバーソフトウェアにライセンスを付与する方法

### a. サーバーライセンス

お客様は、サーバーソフトウェアの複製1部を1台のライセンス取得済みのサーバー(物理的サーバーまたは仮想サーバー)にインストールして使用することができます。以下の条件を満たす場合に限り、最大50人のユーザーが、当該サーバー上でサーバーソフトウェアにアクセスおよびサーバー ソフトウェアを使用できます。

- ・かかるユーザーごとにユーザー アカウントが割り当てられていること
- ・ユーザーは、当該アカウントを使用してサーバーソフトウェアにアクセスすること

お客様は、前回の割り当てから90日以内に再割り当てを行わないことを条件に、ユーザー アカウントをユーザー間で再割り当てできます。

### b. 本デバイスへのライセンスの割り当て

本ソフトウェアのライセンスは、お客様が本ソフトウェアを取得する際に使用したサーバーに永続的に割り当てられます。そのサーバーは、その特定のライセンスに関して「ライセンス取得済みのサーバー」と見なされます。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、別個のサーバーと見なされます。お客様は、同じライセンスを複数のサーバーに割り当てることはできません。

### c. サーバーソフトウェアのインスタンスの実行

お客様は、ライセンス取得済みサーバー上の物理的または仮想的な1つのオペレーティングシステム環境上で1度に1つのインスタンスを実行することができます。

### d. 追加のソフトウェアのインスタンスの実行

お客様は、以下に規定しているWebサイトに一覧された追加ソフトウェアを、任意の数のデバイス上で物理的または仮想的な1つのオペレーティングシステム環境で任意の数のインスタンスを実行することができます。お客様は、追加ソフトウェアをサーバーソフトウェアと共にのみ使用することができます。追加ソフトウェアの一覧については、aka.ms/additionalsoftware をご参照ください。

### e. サーバーまたはストレージメディア上でのインスタンスの作成と格納

お客様は、取得されるソフトウェアライセンス1つにつき、本ソフトウェアの任意の数のインスタンスを作成し、かかるインスタンスをお客様の任意のサーバーまたはストレージメディアに格納することができます。これは、適用される使用権に規定されているお客様の任意のライセンスに基づいて、本ソフトウェアのインスタンスを実行する権利行使するためのみ実行できます(たとえば、お客様は第三者にインスタンスを頒布することはできません)。

### f. 本ソフトウェアでサポートされる機能の制限

NECは、本デバイスに提供およびインストールされている基本機能のみをサポートするために、本ソフトウェアの使用をお客様に許諾します。お客様は、本デバイスを使用して以下を実行またはサポートすることは許諾されていません。

- ・ Microsoft SQL Server Express Editionなどの非エンタープライズデータベースエンジンを除く、エンタープライズデータベースソフトウェア(Microsoft SQL Serverなど)。サーバーソフトウェアは、NECが本デバイスを設計した特定用途の一部としてサーバーソフトウェアをサポートするためにのみ統合および使用されている、エンタープライズデータベースエンジン(Microsoft SQL Serverなど)を実行またはサポートすることもできます。
- ・ エンタープライズリソースプランニング(ERP)ソフトウェア。
- ・ メッセージングまたはエンタープライズメール
- ・ Microsoft ExchangeまたはMicrosoft SharePoint Portal Server
- ・ チームコラボレーションソフトウェア
- ・ 予定、会議、およびその他の予定表アイテムを処理するWebベースの時間管理アプリケーション

Windows Server IoT 2025 for Storage Workgroupの機能に関する追加の制限

- ・ 6台を超えるディスク ドライブ
- ・ NVMe対応ハードウェア
- ・ 外部Serial Attached SCSI (SAS)相互接続

これらの制限は、上記に示すソフトウェアのデータ管理(ストレージおよ

びバックアップ機能の提供など)のために本サーバーを使用することを制限しません。

### g. 制限事項

本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。NECおよびマイクロソフトは、適用法によりお客様により多くの権利が与えられない限り、默示、禁反言、またはその他のいづれの法理によるかを問わず、本契約において明示的に許諾されていない権利(知的財産に関する法律に基づく権利など)をすべて留保します。お客様は、特定の使用方法を求めるソフトウェアの技術的制限に従う必要があります。たとえば、このライセンスはお客様に以下の権利を付与するものではなく、お客様は以下を行うことはできません。

- ・ 本ソフトウェアの技術的制限を回避して使用すること。
- ・ 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブル、またはその他の方法で本ソフトウェアのソースコードを取り出そうと試みること。ただし、①適用される法令により許可される場合、または②本ソフトウェアに含まれている可能性のある一定のオープンソースコンポーネントの使用に適用される第三者のライセンス条項が必要とされる場合のみを除きます。
- ・ 本ソフトウェアのファイルおよびコンポーネントを、他のオペレーティングシステムまたは他のオペレーティングシステム上で実行されているアプリケーション内で使用すること。
- ・ 本ソフトウェアを公開、賃貸、リース、貸与またはコピーすること(許可されたバックアップコピーを除く)。
- ・ 本ソフトウェアを移転すること(本契約で許可されている場合を除く)。
- ・ 明示的に許可されている場合を除き、1つのライセンスに基づいてサーバーソフトウェアを分離して複数のオペレーティングシステム環境で使用すること。この制限は、それらのオペレーティングシステム環境が同一の物理ハードウェアシステム上に存在する場合でも適用されます。
- ・ 本ソフトウェアを商用ソフトウェアホスティングサービスで使用すること。
- ・ インターネットベースの機能を使用している場合、第三者によるこれら機能の使用を妨げる可能性のある方法で、またはサービス、データ、アカウントもしくはネットワークに不正な方法でアクセスしたり、その使用を試みたりするためにこれらの機能を使用すること。

任意のデバイス上のソフトウェアにアクセスする権利は、そのデバイスにアクセスするソフトウェアまたはデバイスに関するマイクロソフトの特許またはその他の知的財産権を行使する権利をお客様に付与するものではありません。

### h. 付属のマイクロソフトプログラム

本ソフトウェアには、他のマイクロソフトプログラムが含まれていることがあります。別途規定されている場合を除き、サーバーソフトウェアと併用されるこれらのマイクロソフトプログラムの使用には、本契約が適用されます。

### i. 更新

本ソフトウェアでは、システムの更新プログラムが定期的に確認され、自動的にインストールすることができます。お客様は、マイクロソフトまたは正規の提供元からのみ更新プログラムを取得できます。マイクロソフトは、当該更新プログラムをお客様に提供するために、お客様のシステムを更新する必要がある場合があります。お客様は、本契約に同意することにより、追加通知なくこのよう種類の自動更新プログラムを受け取ることに同意するものとします。

### j. バックアップ用の複製

お客様は、バックアップのみを目的として、本ソフトウェアの複製を作成することができます。この複製は、本ソフトウェアのインスタンスを作成する目的のみ使用することができます。

### k. 最大数のインスタンス

本ソフトウェアまたはお客様のハードウェアにより、サーバー上の物理または仮想オペレーティングシステム環境で実行することができる本ソフトウェアのインスタンスの数が制限される場合があります。

### l. マルチプレキシング(多重化)

マルチプレキシングまたはプリーリングによって本ソフトウェアとの直接接続を減らしても、必要な種類のライセンスの数を減じることはできません。

## 3. Windows Server CALは不要

本契約に基づいて許諾されているWindows Server IoT 2025 for Storage ソフトウェアの機能にアクセスしたり、当該機能を使用したりするサーバーには、Windows Server 用クライアントアクセスライセンス(CAL)は必要ありません。マイクロソフト製品のCALを取得しても、お客様には、本契約により許諾されていないサーバーソフトウェアの機能を使用する権利は付与されません。

## 4. 追加のライセンス条項

### a. ダウングレードの権利

お客様は、許可された各インスタンスについて、本ソフトウェアのインスタンスを作成、格納および使用する代わりに、本ソフトウェアの旧バージョンのインスタンスを作成、格納および使用することができますが、マイクロソフトが aka.ms/windowslifecycle に規定されているとおりに、かかる旧バージョンのサポートを提供している期間に限ります。